

**NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ
2015 年度介護報酬改定に伴う影響調査（アンケート）結果**

2000 年に介護保険制度が施行されて以降、介護報酬は 3 年毎に見直されてきました。団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年が 10 年後に迫った 2015 年は大きな介護報酬改定となりました。改定幅は 9 年ぶりに 2.27% の大幅なマイナス改定となりました。内訳は、サービス単価の引き下げがマイナス 4.48%、介護職員の処遇改善がプラス 1.65%、中・重度の要介護者や認知症高齢者へのサービス対応に関する加算にプラス 0.65% となりましたが、今回の介護報酬改定ではほぼすべてのサービスの基本報酬が下がりました。介護報酬改定により、介護サービス事業者（事業所）、要介護者と家族にどんな影響をもたらし、何が問題なのか、現場からの実態を集約しました。

全体的なマイナス改定の今回、事業所の介護報酬の減少分を確保するためには、介護職員の処遇改善加算がポイントとなり、他のサービスでも処遇改善を図るほどより上位の加算区分とすることができ、加算率はプラスになります。実際のアンケート結果ではどの程度の加算が取れているのかという点も注目する必要があります。

（1）法人

- ①全体の事業活動収益予算を前年比より下げたのは約 3 割、サービス事業収支差額予算も約 3 割の法人が下がっていますが、法人全体のマイナス予算に対して、サービス事業の収支差額予算は大幅に減収の予算を立てているところが多く、固定費の削減やケア加算、処遇改善加算等で対応を考へても、マイナス改定が予算建てに影響していることが伺えます。実際には、第一四半期が経過した時点で、利用者数や利用時間双方とも減少傾向、処遇改善加算の変更で非常勤スタッフの稼働時間が制限されるなど、スタッフ不足の状況も出ています。
- ②事業運営上の問題点として、ほぼすべての法人から介護人材が不足している点があげられ、事業維持・拡大ができないことや、資格取得・スキルアップの向上が図れない、ヘルパーの高齢化などがあげられています。
- ③加算をとることで利用者の負担が増えることや、介護サービス利用料の 2 割負担の対象者がサービス利用を減らすことで、ADL（Activities of Daily Living：一般的には『日常生活動作』）の低下が懸念されるなどもあります。

（2）通所介護サービス

- ①通所介護は介護サービスの基本報酬の下げ幅が大きく、一律 5% 前後の減額、特に小規模型報酬では、通常規模報酬に対して 17% 増額されていた経費相当分が 5% 圧縮され、報酬の減額とあわせて約 9% の減額となります。サービス収益予算を下げた事業所は 5 割強で、サービス収支差額予算を最も下げた事業所は、前年比 18.5% まで下げているところもあり、収益を見込むことの厳しさが見えます。実際には、第一四半期が経過した時点で、60% の事業所が前年実績より収益が減少しており、更に介護予防の割合の高い事業所は減収の要因と考えられ、介護報酬改定の影響が大きく出ていることが分かります。
- ②介護職員処遇改善は、加算 I をとっているところが多く、事業収益は減収してはいるものの、基本給で支給しているところは 10 事業所となっています。認知症加算関連は加算取得は僅かで、比較的導入されているのは入浴加算、サービス体制加算で、加算をできるだけ多くとるような対策をとるの情報がありませんでしたが、実際の加算導入の実態ではあまり増収は見込めない状況が伺えま

す。

- ③第一四半期の事業運営からも、報酬減額で収益が伸びない上に、利用者の伸びも見込めず、処遇改善加算の支出分が上昇し、損益が悪化したとの回答も見られました。

(3) 訪問介護サービス

- ①介護サービス収益予算を下げた事業所は、全体の7割強で、サービス事業収支差額予算も3割強の事業所がマイナス予算としていますが、前年比減収の予算割合にはバラツキが見られます。実際に第一四半期の状況は収益実績の減少が6割の事業所ですが、サービス利用者はほぼ同じと回答したところが7割弱で、あまり大きな変動は見られません。第一四半期の状況は、介護予防を多く取っていることも影響してか、利用者単価が下がったと回答したところが多数あり、予防人数の増加や区分変更で低く出る（特に予防）が多かった要因もあったようです。
- ②加算関連では、処遇改善加算は加算Ⅰが9割近い取得ですが、支給方法は一時金支給が半数を超え、安定的な支給に踏み切れない事業運営の不安定さが見て取れます。
- ③利用者の相談では、サービス利用料の2割負担への該当の不安や実際の該当者ではサービスを減らした例がみられました。
- ④事業運営面では、介護報酬の低い予防の利用者の受け入れの困難や、人員不足のため職員の専門性の向上や新人教育に時間がかけれられないなどの意見が出されています。

(4) 特別養護老人ホーム

- ①特養は、今回最も介護報酬の減算が大きかったところで、事業収益予算を下げたのは4事業所のうち3事業所で、収支差額予算では最大で前年比41.0%まで下げ、厳しい予想としていることが分かります。実際の第一四半期の状況も予想と同様に減収となっており、事業所の定員をほぼ満たしているにもかかわらず、第一四半期の事業運営はすべての事業所が想像以上の減収だったと回答しています。
- ②処遇改善加算Ⅰを取ったのは半数の事業所、支給方法では基本給に組み込んだ事業所は無く、今回の減算を予測して、安定的な支給の継続に至らなかった事業所運営の厳しさが見て取れます。日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算等の日常性の継続的なものはとれてはいるものの、精神医療、障がい者生活支援、若年性認知症受け入れ加算等の専門性の高い加算の取得は厳しくなっています。
- ③特養の入所資格が原則要介護3以上となって見られることは、入所対象外となった利用希望者から不安と不満が出ていることや、入所できないために相談がひっ迫している状況が出ています。

以上

NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ参加団体

宮城県生活協同組合連合会、みやぎ生活協同組合、生活協同組合あいコープみやぎ、松島医療生活協同組合、みやぎ県南医療生活協同組合、JA 宮城中央会、(公財) 宮城厚生協会、宮城県高齢者生活協同組合、(社福) 仙台ビーナス会、(社福) こーぶ福祉会、(社福) 宮城厚生福祉会、(社福) みんなの輪、(NPO) ゆうあんどあい、(NPO) WAC まごころサービスみやぎ、(NPO) ひまわり、(NPO) ほっとあい、(NPO) グループゆう、協同組合日専連仙台、宮城県民主医療機関連合会、宮城県労働者福祉協議会、宮城民医連事業協同組合、企業組合労協センター事業団東北事業本部

NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ
2015年度介護報酬改定に伴う影響調査（アンケート）結果

（2015年11月）

4月に介護保険法の制度・報酬改定が実施された2015年度も、第一四半期（4月～6月）が過ぎました。今回の改定が、介護サービス事業所、要介護者と家族にどんな影響をもたらし、何が問題なのか、現場からの実態を集約しました。

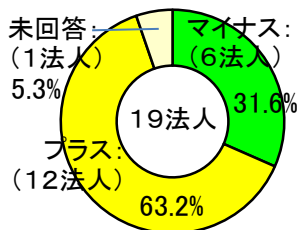
1 法人

回収結果 19 / 23 法人 回答率 82.6%

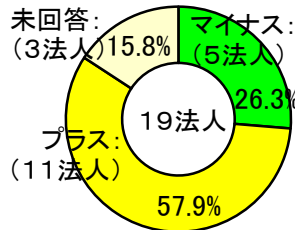
〔設問1〕2015年度事業活動収支予算と前年比、その根拠となった事項について

法人全体の事業活動収益予算を前年より下げた法人は全体の3割程度で、最も予算を下げたところは前年比93.0%、サービス事業収支差額予算も同様に3割程度の法人が予算減としているが、その中でも前年比で大幅に減収の予算を立てているところが多く、前年比51.8%の予算の法人もある。

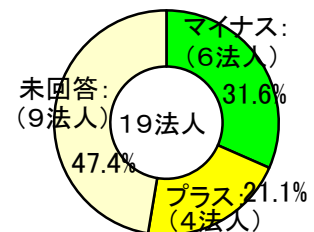
①法人全体の事業活動収益予算
前年比



②法人全体の事業活動費用予算
前年比



③法人全体のサービス事業
収支差額予算前年比



最も予算を下げた法人前年比 93.0%

最も予算を下げた法人前年比 94.0%

予算の根拠（減収）となったサービス提供について

- ・報酬制度改定による事業収益減を予想し、人件費対応に処遇改善加算をとり、固定費（家賃等）削減を行った。
- ・訪問、通所の報酬が下がった分を利用者獲得と事業所加算、サービス提供加算、入浴介助加算で対応しようとしたが、送迎減算の影響が大きい。
- ・報酬改定で減収が予想されることから、中重度ケア体制加算、処遇改善加算の維持で対応するが、利用者の維持、増の対策しかない。
- ・訪問利用者の施設入所等で、利用者の減少が相次ぎ減収となった。
- ・訪問介護のサービス時間の減少、利用者の増加も見込めない。
- ・2016年度の事業投資のため、2015年度は赤字予算とした。
- ・2014年度利用者数の伸び悩みの状況、2015年度は報酬改定を見越し減収予算とした。
- ・処遇改善加算はとったが、職員への上乗せとなり、全体としてはマイナス、新規も伸び悩みの状況である。

〔設問2〕2015年度第一四半期（4月～6月）の事業運営から想定した影響等で明らかになったこと、また、想定外の問題点など

- ・利用者数、利用時間双方とも減少した、今後8月からの2割負担の利用者数が心配。
- ・ケアプランの作成予想件数目標が大きく乖離減少、ヘルパーステーションの利用者前年割れした。
- ・職員の減少と利用者サービス内容減で事業実績が厳しい。
- ・処遇改善加算の変更で非常勤スタッフの稼働時間の制限となり、スタッフ不足の状況となった。
- ・要支援利用者の割合が増え、介護度が下がり大幅減収となった。

- ・デイの利用者の増加に伴い、スタッフ不足で対応が困難な状況。
- ・新規利用者の獲得を計画したが、計画通りに伸びなかった。
- ・認知症の要介護1.2の利用者で、収入の少ない利用者の入所先がなくなっている。

〔設問3〕 利用者の相談にみられる不安、困難事例など具体的に記入

- ・特養入所希望者（要介護1.2）の条件が厳しくなり、入所希望が叶えられない窮状の訴えがある。
- ・家族の認知症への対応の困難さ。
- ・総合事業についての問い合わせで、今後のサービス利用についての問い合わせ。
- ・2割負担者についてはあまり問題視していない（利用者）。
- ・個人負担分の支払の遅延。
- ・2割負担の利用者は今後サービスを減らす可能性あり。

〔設問4〕 今回の介護報酬改定により、事業運営上での問題や困っていることなど、ご意見・要望等

①介護人材の充足状況

- ・ほとんどの法人から介護人材が充足状況にない記述がみられる。
- ・処遇改善加算よりも、職場・職種のやりがいを見いだせることも必要。
- ・人材不足により、営業拡大ができない、サービスの質を高めるのは必要だが、介護に携わるための資格取得のハードルを低くし、人材確保できる仕組みの再構築を検討してほしい。
- ・離職者があっても、補充困難、人材派遣会社から介護員を採用した。
- ・ヘルパーの高齢化、資格取得、スキルアップの成果が上げられない、慢性的不足状況。

②その他

- ・夫婦での介護保険利用では、2割負担の利用者のサービス利用を減らし、1割負担で家事援助などを利用変更した。
- ・2割負担となった対象利用者の10%が利用サービスを減らした。
- ・利用サービスの回数減によって、ADLの低下が懸念される。
- ・総合事業に移行した時の単価が心配（現行の介護予防単価となった）。
- ・デイの利用は増えたが、次年度の算定区分が報酬減少となる。
- ・要支援者の介護難民化の不安。
- ・減収に伴い、介護保険外のサービスへの資源の振り分けの圧迫。
- ・根本的人員基準の見直しの必要性、介護に対するイメージの改善の必要性。
- ・加算をとることでの利用者負担の増加の懸念。

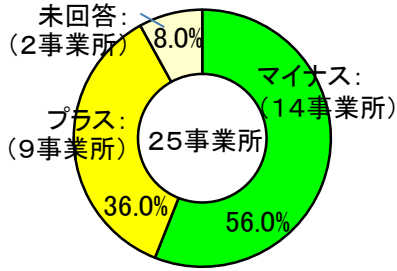
2 通所介護サービス事業所

回収結果 25 / 31 事業所 回答率 80.6%

〔設問1〕 2015年度通所介護サービス活動収支予算

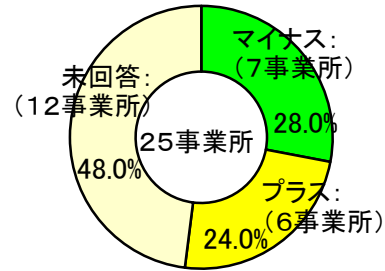
通所介護サービスの事業活動収益予算を前年より下げた事業所は全体の5割強で、最も予算を下げた事業所は前年比77.7%、サービス収支差額予算を下げたのは3割強の事業所だが、その中で前年比で大幅に減収の予算を立てているところが多く、前年比18.5%まで予算を下げている事業所もある。

①介護サービス収益予算前年比



最も予算を下げた事業所前年比 77.8%

②介護サービス収支差額予算前年比



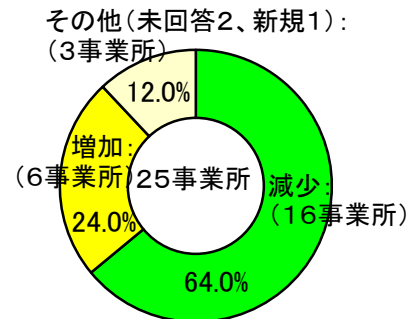
最も予算を下げた事業所前年比 18.5%

〔設問2〕2014年度と2015年度の第1四半期（4月～6月）期の収益実績

第1四半期（4月～6月）期の収益実績では、60%の事業所が、前年の実績より減少しており、介護報酬改定の影響が大きく出ていることが分かる。

- ・2015年度第一四半期（4～6月）の事業実績が2014年度実績より減少した事業所。

16 / 25 事業所

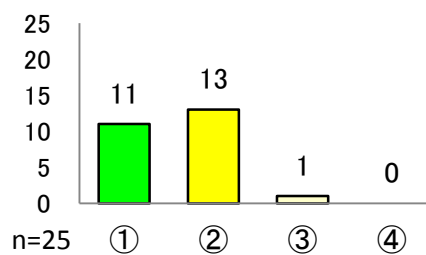


〔設問3〕貴事業所の規模と提供時間

小規模事業所が約半数を占めている。サービス提供時間は7～9時間未満が3分の2の事業所で実施し、サービス時間の延長可能体制をとってはいるが、実績があるのは25%程度となっている。

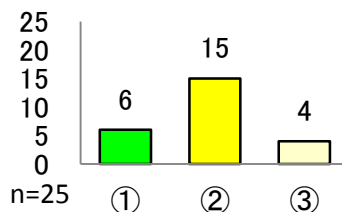
(1) 事業所規模

- ①小規模：11
- ②通常規模：13
- ③大規模（Ⅰ）：1
- ④大規模（Ⅱ）：なし



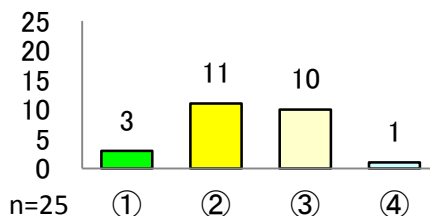
(2) サービス提供時間

- ①5～7時間未満：6
- ②7～9時間未満：15
- ③両方：4



(3) サービス時間延長

- ①実績あり：3
- ②延長可能：11
- ③なし：10
- ④両方：実績あり・延長可：1

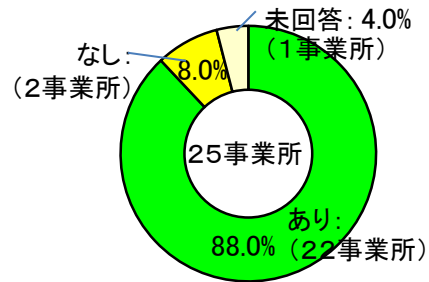


〔設問4〕 介護予防、加算・減算等について

(1) 介護予防ありが事業所の9割近くあるが、サービス利用者のうち1割～3割のところが多くなっている。利用者に占める割合が最大55%の事業所もあり、減収の要因とも考えられる。

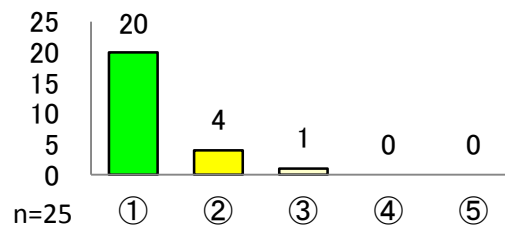
介護予防

- ①あり：22（最高値：利用者のうち55%）
- ②なし：2
- ③未回答：1



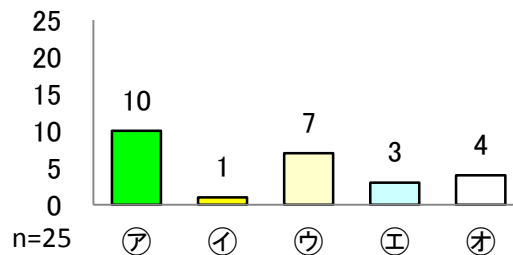
(2) 介護職員処遇改善加算（加算と支給方法）

- ①加算Ⅰ：20
- ②加算Ⅱ：4
- ③加算Ⅲ：1
- ④加算Ⅳ：なし
- ⑤なし：なし



<支給方法について>

- ㉞基本給：10
- ㉟ボーナス：1
- ㊱一時金：7
- ㊲手当（毎月）：3
- ㊳未回答：4



※認知症関連加算は10%程度、比較的導入されているのは入浴加算、サービス体制加算で、報酬改定に対して、加算をできるだけ多くとるような対策をとる情報もあったが、実際の加算導入の実態では、増収は見込めない状況が伺える。

(3) 認知症加算

- ①あり：2 ②なし：23

(4) 若年性認知症受け入れ加算

- ①あり：3 ②なし：23

(5) 中重度者ケア体制加算

- ①あり：5 ②なし：20

(6) 個別機能訓練加算

- ①加算Ⅰ：2 ②加算Ⅱ：9 ③なし：13 ④両方：1

(7) 入浴加算

- ①あり：24 ②なし：1

(8) サービス体制加算

- ①あり：17（加算Ⅰ：8、Ⅱ：4、未回答：5） ②なし：8

(9) 延長加算

- ①あり：8 ②なし：17

(10) 未送迎減算

①あり：18 ②なし：7

(11) 職員の欠員による減算

①あり：0 ②なし：25

〔設問5〕 職員の勤務条件(体制・時間・シフト)等の変更等について

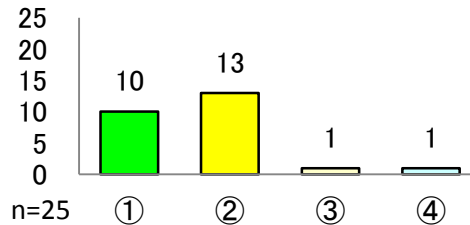
(1) 体制

①変更した：10

②しない：13

③検討中：1

④未記入：1



①の変更したと回答の場合の変更内容

- ・介護予防利用者のサービス提供時間を1時間短縮した（3事業所）。
- ・介護職員の増員（常勤2人から3人へ）。
- ・非正規2人から正規職員1人へ変更。
- ・正規職員からパート職員の増員に変更。

〔設問6〕 2015年度第1四半期(4月～6月)の事業運営から想定した影響等で明らかになったこと、また、想定外の問題点など

- ・報酬減額で収益が伸びないうえ、利用者の伸びも見込めない。
- ・新しい加算取得をめざしたが、利用者の比率が基準に満たないため取得できず。
- ・職員研修を行い、認知症加算も取れて減収せずに済んだ。
- ・想定通りの減収だったが、居宅介護支援事業所の開設で新規利用に繋がった。
- ・中等度ケア加算をとったが、処遇改善加算の支出分が上昇し、損益が悪化。
- ・新規開所したが、登録・利用人数が目標に達していない。
- ・加算をとることが想定以上に難しかった。
- ・廃業を含め検討が必要と考える。

〔設問7〕 利用者の相談にみられる不安、困難事例など

- ・介護者の介護疲れ、2割負担の問い合わせ（多数）。
- ・一人暮らしが増え、デイの準備が大変。
- ・介護予防利用者の今後のサービス利用の不安。
- ・大きな施設に馴染めない、利用者の選択の幅が減る。

〔設問8〕 今回の介護報酬改定により、事業運営上での問題や困っている事等の意見・要望等

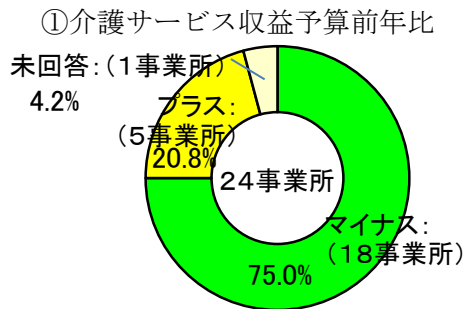
- ・加算条件の緩和、報酬額の検討。
- ・改築の費用の捻出。
- ・今後の報酬改定の不安（総合事業）。
- ・職員の処遇改善に絡む諸問題（モチベーション、報酬体系、経営悪化等）。
- ・福祉の後退であり、利用者本位ではない。事業所の経営には大きなマイナス。

3 訪問介護サービス

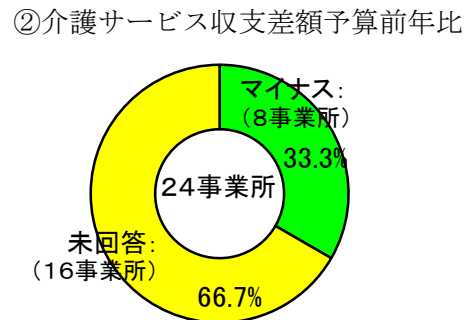
回収結果 24 / 28 事業所 回答率 85.7%

〔設問1〕 2015年度サービス活動収支予算

事業活動収益予算を前年より下げた事業所は全体の7割強で、最も予算を下げたところは前年77.9%、サービス事業収支差額予算も3割強の事業所が予算減としているが、前年比では減収の予算を立てているもののバラツキがあり、前年比61.0%まで予算を下げている事業所もある。



最も予算を下げた事業所前年比 77.9%

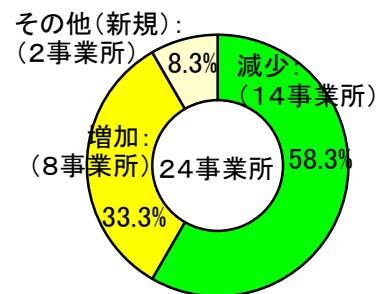


最も予算を下げた事業所前年比 61.0%

〔設問2〕 2014年度と2015年度の第1四半期（4月～6月）期の収益実績

6割が実績2014年比減少

- ・2015年度第一四半期（4～6月）の事業実績が2014年度実績より減少した事業所。

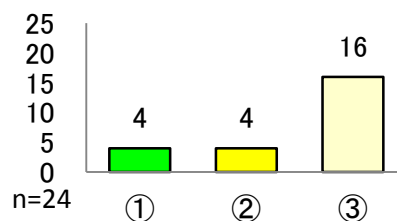


14 / 24 事業所

〔設問3〕 改定前と改定後の事業所の訪問介護サービス利用者の増減

利用者の変動があったのは3割強で、増減数はほぼ同程度。

- ①減った：4
- ②増えた：4
- ③ほぼ同じ：16

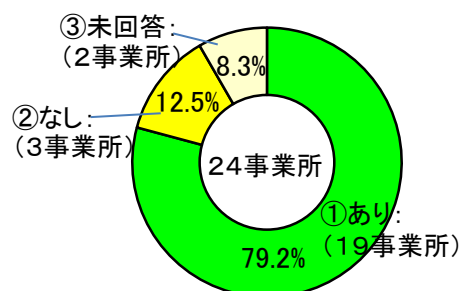


〔設問4〕 介護予防、加算・減算等について

介護予防は80%弱で、利用者の63%が予防サービスを占める事業所がある。

(1) 介護予防

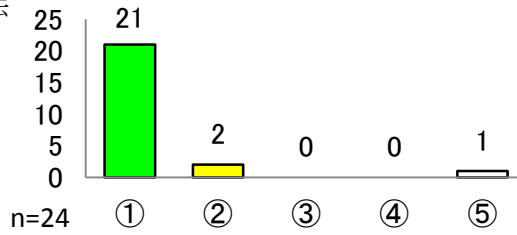
- ①あり：19（最高値：利用者のうち63%）
- ②なし：3
- ③未回答：2



加算関連で、処遇改善加算は加算Ⅰが9割近い取得だが、支給方法は一時金支給が半数を超え、安定的な支給の継続に踏み切れない事業運営の不安定さが見て取れる。

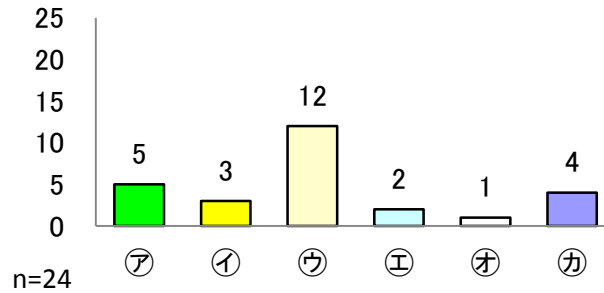
(2) 介護職員処遇改善加算・支給方法

- ①加算Ⅰ：21
- ②加算Ⅱ：2
- ③加算Ⅲ：なし
- ④加算Ⅳ：なし
- ⑤なし：1



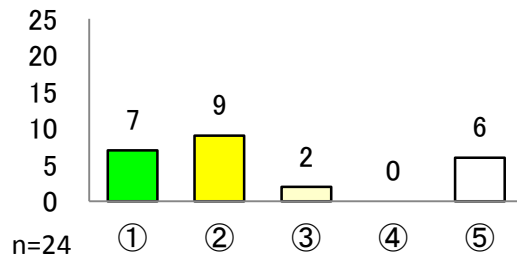
<支給方法について> (複数回答)

- ㉞基本給：5
- ㉟ボーナス：3
- ㊱一時金：12
- ㊲手当(毎月)：2
- ㊳上乗せなし(加算Ⅰ)：1
- ㊴未回答：4



(3) 特定事業所加算

- ①加算Ⅰ：7
- ②加算Ⅱ：9
- ③加算Ⅲ：2
- ④加算Ⅳ：なし
- ⑤なし：6



〔設問5〕 サービスの中で変更したことの有無(体制など)

- ①あり：3
- ②なし：22

〔設問6〕 設問5で「①ある」の場合は変更内容

- ・10人の常勤ヘルパーを削減し、6人(サ責を含め)にした。
- ・資格取得に伴い、非常勤を常勤に採用変更した。
- ・正規職員3名から2名へ、管理者を他事業との兼務へ。

〔設問7〕 改定後スタッフ・ヘルパー(常勤)の勤務シフトの変更の有無

- ①あり：2
- ②なし：22
- ③未回答：1

〔設問8〕 設問7で「変更した」と回答の対策

- ・勤務日数時間を増やした。

〔設問9〕 2015年度第1四半期(4月～6月)の事業運営から想定した影響等で明らかになったこと、また、想定外の問題点など

- ・利用者単価が下がった(多数)、区分変更で低く出る利用者(特に予防)が多かった。
- ・新規の利用者がほとんどなし。
- ・収益減が予想以上だった(多数)。
- ・訪問介護の予防の利用人数が増えた。

- ・近隣の事業所がスタッフ不足で事業縮小したため、新規の依頼が増加した。
- ・収益減の予想だったが加算取得で維持できた。

〔設問10〕利用者さんの相談にみられる不安、困難事例など

- ・予防訪問介護のサービスが受けられるか、継続できるか不安の声が出ている。
- ・2割になり、訪問看護を休止した事例あり。
- ・2割負担になるかどうか、サービスを減らすのは不安⇒結果2割に該当し、サービスを減らした。
- ・要介護5で限度額いっぱいの利用、2割になると生活費に影響する、結果訪問介護を朝のみにしたが、家族の負担の増加で疲労蓄積の状況。
- ・2割負担となる利用者は特に問題として受け止めていない様子。

〔設問11〕今回の介護報酬改定により、事業運営上での問題や困っている事等の意見・要望等

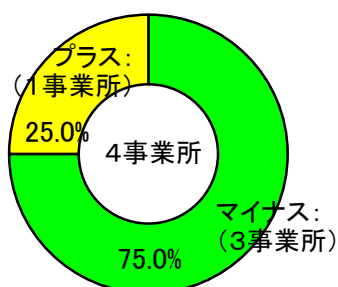
- ・キャリアパス、アセッサーなど、訪問介護のヘルパーには通用しない、H29年以降の対応を考える必要がある。
- ・地域包括支援センターの職員の質の向上が望まれる。
- ・予防の新規利用者の受け入れが厳しくなる。
- ・介護報酬が上がらないと人件費を増やせない。
- ・職員の専門性の向上、新人育成に時間・経費がかけられない。
- ・報酬改定で職員の処遇改善加算で改善されたが、事業所の報酬額の改善してほしい。
- ・地域的条件下で自事業所にサービスが集中し、集中減算対象になりかねない。
- ・介護職員処遇改善加算を実施しても、まだ一般より給与水準が低い、底上げを望む。
- ・医療系サービスも集中減算要件となる可能性あり、在宅での医療依存度が高くなると問題となる。
- ・在宅介護を継続しようという利用者が減少しているように思われる。

4 特別養護老人ホーム

〔設問1〕事業所の2015年度サービス活動収支予算

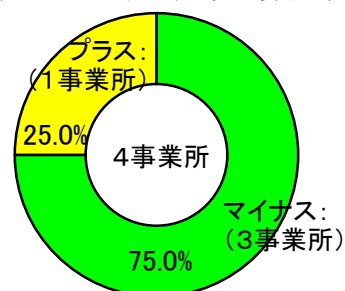
事業活動収益予算を前年より下げた事業所は4事業所中3事業所で、最も予算を下げたところは88.0%、サービス事業収支差額予算も3事業所が予算減としているが、最大前年比41.0%まで予算を下げている。今回特養への影響が最も大きいと言われていたが、実際調査でも予算編成上下げ幅が大きくなっている。

①介護サービス収益予算前年比



最も予算を下げた事業所前年比 88.0%

②介護サービス収支差額予算前年比

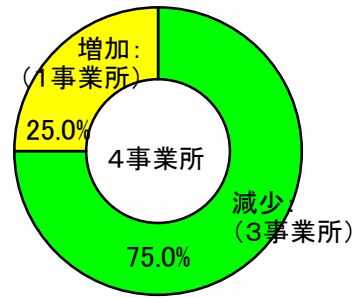


最も予算を下げた事業所前年比 41.0%

〔設問2〕事業所の2014年度と2015年度の第1四半期（4月～6月）期の収益実績

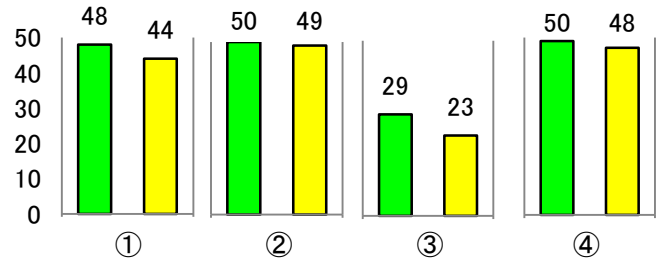
- ・2015年度第一四半期（4～6月）の事業実績が2014年度実績より減少した事業所。

3 / 4 事業所



〔設問3〕事業所の規模等

- ・定員50人以下：1 50人以上：3
- ① ② ③ ④
- ・要介護3以上： $\frac{44}{48}$ 、 $\frac{49}{50}$ 、 $\frac{23}{29}$ 、 $\frac{48}{50}$
 (入居者)

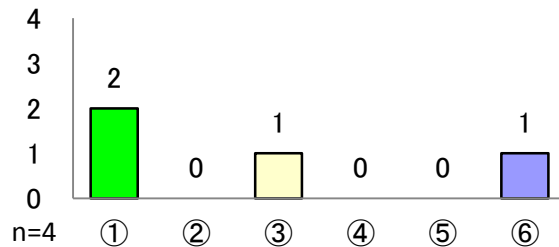


〔設問4〕加算・減算等について

加算Ⅰ取得が半数、支給方法は基本給に組み込んだ事業所はなく、安定的な支給の継続に踏み切れない事業運営の不安定さが見て取れる。日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算等の日常性のものはとれているものの、精神医療、障がい者生活支援、若年性認知症受け入れ等の専門性の高い加算の取得は厳しい状況。

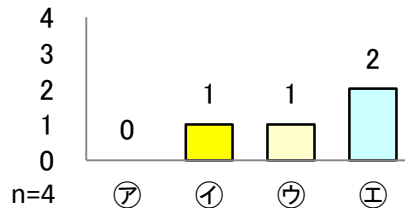
(1) 介護職員処遇改善加算・支給方法

- ①加算Ⅰ：2
- ②加算Ⅱ：0
- ③加算Ⅲ：1
- ④加算Ⅳ：0
- ⑤なし：0
- ⑥未回答：1



<支給方法について>

- ㉞基本給：なし
- ㉟ボーナス：1
- ㊱一時金：1
- ㊲未決：2



〔設問5〕2015年度第一四半期(4月～6月)の事業運営から、想定した影響等で明らかになったこと、また想定外の問題点など

- ・すべての事業所が第一四半期の減収が想定以上のものだったと回答。
- ・入所条件外の特例入所に係る業務量の増大。
- ・ショートステイの稼働率の低下。

〔設問6〕 今回の制度改定で、特別養護老人ホームへの入居が原則要介護3以上となり、利用者の相談

① 補足給付について

- ・ 複雑な改定で利用者に理解しにくく、不安につながっている。対象区分以外となった利用希望者からは不安と不満が出ている。
- ・ 多数の家族から、8月1日からの変更内容についての問い合わせが来ている。
- ・ 現在入所している利用者も今後の支払いの不安が多数出されている。

② その他

- ・ 要介護1.2の利用希望者から、引き続き入所相談があるが、原則対象外のため相談は切迫している。

〔設問7〕 今回の介護報酬改定により、事業運営上での問題や困っている事等の意見・要望等

- ・ ショートステイの長期滞在者の減算により、対象者への迅速対応が困難。
- ・ 利用者の同意を取り付けることの困難。